

男女共同参画社会は、男女が互いに人権を尊重し、協力するとともに家族の一員としての役割を果たし、家庭生活と働くこと、学ぶこと、地域活動へ参加することなどの両立を図ることができる社会です。

男女共同参画社会の実現を目指して、後期（平成18年度～平成22年度）は次の施策に重点的に取り組みます。

## 1 男女共同参画による心豊かな活力ある京都府づくりを推進します

- 男女がともに子育て、介護などを担い、地域活動に参画する気運の醸成を図ります。
- 社会的な場で女性が活躍できる環境づくりを目指します。
- 府民による自主的な地域づくりの取組を支援します。
- 全ての子育て家庭を対象とした子育て支援と子育て家庭を支える地域づくり、介護サービスの充実と介護を支える地域づくりを行います。

## 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります

あらゆる分野において女性の参画拡大を図ります。

- 府の審議会等における女性委員の割合40%を目指した取組を推進します。
- 全庁的・長期的な仕組みづくりと環境づくりによる府女性職員等の登用を推進します。
- 市町村、企業、教育・研究機関、その他各種団体等の女性の参画拡大の取組を支援します。

## 3 女性の意欲を活かすチャレンジを支援します

チャレンジを目指す女性への細やかな対応施策を推進します。

- 地域再生に意欲のある女性たちが、相談、交流できる地域の身近な参画拠点を設置します。
- 情報提供、優良事例の普及、実践的なアドバイス、交流機会の提供など起業、NPO活動を支援します。
- きめ細やかなカウンセリング、相談から就職、定着までの継続的支援を1か所で受けることのできる再就職支援体制をつくりま

## 4 地域づくり・観光における男女共同参画を推進します

府民による自主的な地域づくりの取組を支援し、幅広い男女の地域の活性化、地域の再生への参画を促進します。

- 地域づくりに意欲のある女性の育成を図ります。
- 女性が参画した地域づくりの優良事例を普及します。

## 5 新たな分野への取組を進めます

今後男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化を図ることにより新たな発展を期待できる分野があります。防災・災害復興分野、環境分野、科学技術分野における男女共同参画の推進を図ります。

<防災・災害復興分野>

- 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画、マニュアルを作成します。
- 女性のニーズ、意見を活かすことのできる仕組みをつくりま

### <環境分野>

- 活動している女性や団体の経験、知識を活かす仕組みをつくりま
- 女性が参画した優良事例を普及します。

### <科学技術分野>

- 理工系分野への女子高校生等の選択の促進を図ります。
- 女性研究者支援に関する各大学との連携、取組を支援します。

## 6 男女共同参画の理解促進と男性に対する広報・啓発活動を展開しま

- わかりやすい広報・啓発活動を推進します。
- 男性にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視する広報・啓発活動を実施します。

## 7 男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります

人権の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成されます。子どものころから発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等の意識を育み、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さの認識を深める教育・学習を推進します。

- 教育関係者等の男女共同参画の正確な理解に基づく教育の充実を図ります。
- 男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導、助言を行います。
- 多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した学習機会の充実をはじめ女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援など生涯学習の一層の充実を図ります。

## 8 活力ある農山漁村に向けた男女共同参画を推進します

農林水産業や農山漁村社会において女性は重要な役割を果たしており、生産と生活の両面で男女がともに協力しあって責任を果たすよう支援します。また、地域資源を活かした起業活動への支援を図ります。

- 農林漁業分野における意思決定の場への女性の参画の具体的な目標値を設定し、参画を推進します。
- 参画の基盤としての女性リーダーを育成します。
- 女性が持てる力を十分に発揮し、評価される環境づくりを進めます。

## 9 働く場における男女共同参画を推進します

女性の能力が十分に発揮でき、労働者が働きがいを実感できる職場環境づくりへのニーズが高まっています。男女均等待遇が確保され、男女労働者間の格差を解消するための取組を進めます。

- 職場における男女の機会均等を実現し、女性の能力発揮を促進するため、ポジティブアクションの重要性について啓発するとともに、企業の主体的な取組を支援します。
- 男女雇用機会均等法履行確保のための周知徹底を図ります。

## 10 家庭・仕事・地域生活の調和を支援します

子育ては、子どもが未来の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、行政をはじめ、府民、保護者、事業者、関係団体・機関等が相互に連携し、社会全体で取り

組む必要があります。

また、男女がともに家族としての責任を果たし、生涯を通じて充実した生活を送るため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする働き方の見直しの取組を進めます。

- 希望するすべての男女が取得できるよう育児・介護休業制度の周知徹底及び取得の促進を図ります。
- 事業者が行う仕事と子育て・介護両立に向けた環境づくりを支援します。
- 多様な保育サービス等子育て支援と介護サービスの充実、子育て・介護を支える地域づくりを行います。
- 様々な家庭問題に対応する総合相談機関である家庭支援総合センター（仮称）を設置します。

## 1 1 男女の性差に応じた的確な医療を推進します

男女が生涯を通じて適切に自己管理を行うことができるよう、性差に応じた男女それぞれの心身の健康保持、増進策を推進します。

- 性差医療の推進、安心、安全な妊娠・出産への支援、不妊で悩む男女への不妊治療の支援を行います。
- 女性医師、看護師・助産師等の復職を支援します。

## 1 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します

- 京都府DV基本計画の事業化を推進します。
- あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメント防止に対する取組を推進します。
- 外国人女性のDV被害や人身取引などの人権侵害への対応を充実します。

## 計画の推進のために

- 目標値設定による施策の推進や男女共同参画の視点からの施策全般にわたる検証など推進組織体制の充実・強化を図ります。
- 女性総合センターのコーディネート、アドバイザリー機能の強化を図ります。
- 近隣市町村等との連携など地域における男女共同参画の推進を図ります。